

令和2年度事業計画

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

事業方針

当センターの目的を達成するために、中国運輸局並びに関係団体と連携を図り、次のとおり実施するものとする。

1. 巡回指導にあたっては、公正かつ適確に行うとともに改善を必要とする事業者に対しては極め細やかな指導を行うとともに未改善の事業者に対しては、中国運輸局と連携を図りながら厳しく対処するものとする。また、実施にあたっては中国運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り巡回指導活動に必要な運輸安全マネジメント評価、セーフティーバス等の情報を収集し、適正化事業の効率的な運営を図る。
2. 巡回指導員のスキルアップを図るため、本年度の指導員研修会議は各県に於いて運輸支局の協力を得ながら合同の会議を実施する。
3. 令和2年度の巡回指導実施計画数は当センターの巡回対象営業所数367カ所の約80%にあたる300営業所を巡回指導員23名(事務局を含む)で実施する(下表)。
※管内事業者数304社(△5)、営業所数408者(△6)
4. 巡回指導やホームページ等を通じて、関係法令の改正に伴う規程類・帳票類の整備など貸切バス事業の適正化を図る。また、本年度は三巡目に入る営業所もあるところから、運転者の指導教育や運賃の下限割れ収受の是正に重点的に取組むとともに、事業者からの相談に対して積極的な対応を行う。
5. 貸切バス事業の秩序確立のために、中国運輸局、各県バス協会と連携を図りながら白バス行為防止や利用者に対する適正運賃の広報啓発活動を行う。
6. 貸切バスに係る苦情等に対しては中国運輸局、中国バス協会等と連携を図りながら適切、迅速な処理に努める。

巡回指導実施計画

月	実施回数	広島	鳥取	島根	岡山	山口
4月	26	10	2	4	6	4
5月	25	9	2	4	6	4
6月	28	11	1	3	7	6
7月	25	11	1	3	6	4
8月	20	8	1	3	5	3
9月	20	8	1	3	5	3
10月	20	8	1	3	5	3
11月	21	8	1	3	6	3
12月	28	11	2	3	7	5
1月	31	11	3	4	7	6
2月	28	11	2	4	6	5
3月	28	11	2	4	6	5
計	300	117	19	41	72	51

※管内営業所数408営業所（うち巡回対象は367カ所、運輸支局監査対象は41カ所）